

第3回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日(月)午前9時32分から10時16分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	5番	小山	幸良	6番	寺内 秀昭
	7番	河野	律雄	8番	古市 道則
	9番	中畠	一三	10番	中之藪 堅二郎

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	義昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中園	廣行	ニ.	中峯	哲義
ホ.	片板	大作	ヘ.	雨田	俊孝
ト.	原田	晃生	チ.	小脇	尚武

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第3号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係	中村	陽星
農地集積支援員	牛野	学

6. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第3回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号7番 河野律雄 委員、8番、古市 道則 委員 を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第3号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、基盤法案件 整理番号1番において、古市委員が農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いいたします。

(古市 道則 委員、退席。)

議長 それでは、事務局より議案第1号 基盤法案件 整理番号1番の説明をお願いします。事務局、戸川係長。

事務局 それでは、資料は2ページをお開きください。

議案第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、令和2年10月30日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 5件・農地中間管理権 6件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期が令和2年11月1日から5年のものが4件と期間10年のものが1件の計5件で、田が ●●㎡ の11筆・畑が ●●㎡ の1筆です。

資料は4ページをご覧ください。

それでは会長からありましたように、議事参与の制限に該当する案件となります、計画内訳書の1番の説明をいたします。

利用権の設定をする者は南種子町○○××番地 A・71歳、利用権の設定を受ける者は南種子町○○××番地 B で 経営面積は、●●㎡。

申請地は○○字△△××番、地目は 畑で、面積は ●●㎡。期間は10年の新規設定で、賃借料は○○円、支払方法は口座振込となっております。図面は6ページに添付していますのでお目通しください。

利用権設定を受ける者は耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 基盤法案件 整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第1号 基盤法案件 整理番号1番については、原案のとおり決定しました。
古市委員の入場を求めます。
(古市 道則 委員、入場)

議長 議事を進行します。

事務局 議案第1号 残りの案件の説明をお願いします。事務局、戸川係長。
引き続き、資料は4ページの2番、期間は5年の新規設定で、利用権の設定をする者は南種子町〇〇××番地 C・78歳、利用権の設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 D・64歳、経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番及び〇〇字△△××番で、共に地目は 田、面積合計 ●●㎡です。水稻の作付けを行います。賃借料は10アール当り1万円の現金支払です。図面は7ページから8ページに添付しています。
3番は C と E・29歳の利用権設定で、土地の所在は、〇〇字△△××番 外2筆、地目は 3筆共に 田で、面積は ●●㎡ で、期間は5年の新規設定です。図面は9ページに添付しています。
資料は5ページをご覧ください。4番の F と D の利用権設定ですが、土地の所在は〇〇字△△××番 外4筆の地目はすべて 田で、賃借料は 粃〇俵となっています。5年の再設定です。図面は10ページに添付しています。
5番は〇〇の G と D の利用権設定で、土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は 田で、面積は ●●㎡ です。利用内容・賃借料等については4番と同様ですのでお目通し願います。図面は11ページに添付しています。
12ページをご覧ください、農地中間管理権の総括表です。
公告年月日 令和2年10月30日、期間は5年と10年があり各3件です。田の面積が ●●㎡・畑が ●●㎡ です。
13ページをご覧ください、番号は1番です。H・54歳と I の利用権設定で、土地の所在は、〇〇字△△××番、地目は田、面積は ●●㎡ で、レーザーリーフファンを作付けします。賃借料は10アール当り1万円の新規設定で期間は10年です。図面は15ページに添付しています。
次に2番は J と K の利用権設定です。台帳は 山林ですが現況は 畑です。内容についてはお目通し願います。
3番は北九州市〇〇区在住の L ・68歳と M の利用権設定です。シキ

ミの作付けを行い期間は10年の使用貸借です。

4番は〇〇のNと中種子町〇〇在住の〇の利用権設定です。土地の所在はお目通しいただき、賃借料は〇〇円、期間5年の口座振込です。図面は18ページに添付しています。

14ページをご覧ください。5番のPとQ・39歳の利用権設定についてはタンカン畑●●㎡の使用貸借で期間は5年の新規設定です。図面は19ページに添付しています。

6番はRとSの利用権設定で、期間は10年の新規設定です。使用貸借権ですが詳細はお目通し下さい。図面は20ページに添付しています。

以上、利用権・農地中間管理権の設定を受けようとする者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、農業の生産性の向上に資すると認められ農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、西田 三郎 委員。

11番委員 5ページの4番、(賃借料) 粃〇俵というのは、10アール当りということですか。

議長 はい、事務局。

事務局 これは確認したところ、この(5筆合計) ●●㎡で、粃〇俵ということで伺っております。

議長 西田委員、よろしいでしょうか。

11番委員 はい。それでは5番についても 粃〇俵となっていますが、これも一緒でしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、こちらも同様です。

議長 よろしいですか。

11番委員 はい。

議長 他に質疑はございませんか。

(挙手あり)

議長 はい、砂坂委員。

4番委員 はい、勉強不足なので教えていただきたいのですが、全部利用権設定が公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 となっています、名前がない訳ですけれども、資料13ページと14ページ 全部ですが、我々の資料には名前がなくて、全部公社が借りている形なんです。

(挙手あり)

事務局 議長、よろしいでしょうか。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

はい、耕作者については資料の右端に記載してあります。これは農地中間管理権の取得なので、一旦土地の所有者から中間管理機構が借りる形をとって、中間管理機構が今度は耕作者に貸し出しをするということなので、基本ここでいう「利用権の設定を受ける者」は地域振興公社になります。ただ、その中で耕作者というのが一番右に書いている耕作者ということで、利用権の設定を受けた中間管理機構の方がその耕作をする者に貸し出しをするという手順になっていることから、このような書き方になっております。

4 番 委 員

はい、それですね。口座振込と2番の J さんの件のように、ここは支払方法も何もないですよ。その下の欄。これはどういう風な判断をすればよろしいですか。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

(農地中間管理権) 2番・3番、それから5番・6番は「使用貸借」となっておりますので、「使用貸借」と書いているのは「権利の種類」のところ、右から6番目の欄になります。「使用貸借権」とありますけれど、「使用貸借権」と記載した場合には、基本、料金が発生しないということなので、「賃借料」それから「支払方法」についての記載がないと、言わばゼロ円で貸し借りをを行うということです。強いて言えば、2番の場合は、JさんとKさんは親子関係のため、お金の支払いは発生していない。続いてLさんとMさんについては、こちらは義兄弟関係でしたかね。こちらでも耕作をして欲しいという依頼の下、賃借料は発生していないという状況であります。

それから5番・6番につきましては、5番のPさんとQさんについては血縁関係はございません。Pさんは〇〇のT〇〇のお母さんですが、今後はタンカンを作らないということで、農業自体を辞めているということで話があって、もう後継者もないことから土地の代金は要らない、それから土地の維持管理をしてくれれば助かりますということで、お金が発生していないという状況だと説明を受けております。Rさん、Sさんについては、親子関係であるということで、同じように賃借料は発生せず、使用貸借権ということで説明を受けたところでした。以上です。

4 番 委 員
事 務 局

はい、ありがとうございます。勉強不足ですみません。

いいえ。とんでもございません。

(挙手あり)

議 長
7 番 委 員

はい、河野 律雄 委員。

はい、今の関連なんですけど、砂坂委員の方から質問のあった、この「中間管理機構」、その流れを事務局から簡単に説明していただければ新しい委員さん達については、スムーズに理解できると思いますから、「中間管理機構」に貸し出す人はすべて誰でも貸せるんですよという話ではなくて、

その「中間管理機構」から誰々が借りられますよという、その流れですね。
これについて説明して欲しいです。

事務局
7番委員
議長

はい。

いや、係長の方から簡単に説明をしていただければ、理解しやすいかと。

はい、この件につきましては、現時点でこの案件を認めるか認めないか
ということで、決を採りたいと思います。河野委員が申し出た件につきま
しては、後ほど全員協議会の方で勉強を兼ねて協議していただきたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

7番委員
議長

はい、よろしいです。

他に質疑はございませんか。

(挙手あり)

議長
11番委員

はい、西田委員。

はい、14 ページの整理番号5番、Pさんが農業を辞めるというのは理
解できます。Pさんの果樹園はかなり優良な畑だと私は見ているんです
が、Qさんが今回借り受けて管理をする。面積的には〇町〇反ですからか
なりの面積ですが、果たして適切・適当な管理ができるのかなという懸念を
私は抱くんですが、その辺り事務局は話を聞いているんでしょうか。

議長
事務局

はい、事務局。

適切にできるかどうかということと言われると、正直分らないです。
ただ書類を審査する段階では計画の下にやれるという判断を総合農政課
サイドもいたしまして、申請書を中間管理機構にあげた次第ですので、ご
夫婦でやられるということで、今後の活躍に十分期待をしているというよ
うなところですよ。以上です。

議長
11番委員
議長

はい、よろしいでしょうか。

はい、分かりました。

異議がないようですので、議案第1号 残りの案件について、原案のと
おり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のよ
うですので、原案のとおり決定いたします。

議案第1号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 譲渡人・U、
譲受人・V 外5件 を議題にします。

なお、整理番号2番において久保田委員が、また整理番号4番において
牛野委員が、農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当するこ
とになります。

まず、整理番号2番について審議をしますので、久保田委員の退席をお
願いします。

(久保田 力雄 委員、退席)

議長

それでは、事務局より議案第2号 整理番号2番の説明をお願いします。

事務局、中村主事補。

事務局

22 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 6 件です。

今回、議事参与の制限の案件であります、整理番号 2 番から、資料を読み上げます。

整理番号 2 番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番地 W。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 X です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 35 ページから添付しています。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。（議席番号）8 番、古市農地部長。

農地部長

W さんは鹿児島市に住んでおられて、先だって訳ありで W さんが買われた農地であります、X さんが自宅の隣接地に当たるということで住まいの安全管理上どうしてもこの土地が欲しいということで、X さんから土地を譲ってくれないかと申し出たそうです。

W さんはこの土地に果樹類等を植える予定でしたが、実際に植えられたら管理が行き届かないのではと危惧されたそうで、今回の所有権移転になります。

10 月 12 日に現地を確認しましたが、荒れていないし、いずれは自家野菜、ハウス苗床などを作る予定だということですので、よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長

質疑はありますか。

（「異議なし。」の声あり）

議長

異議がないようですので、議案第 2 号 整理番号 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第 2 号 整理番号 2 番については原案のとおり決定いたしました。

議長

久保田委員の入場を求めます。

（久保田 力雄 委員、入場）

次に、整理番号 4 番について審議をします、牛野委員の退席をお願いします。

- 議 長 (牛野 進一郎 委員、退席)
議事を進行します。
それでは、事務局より議案第2号 整理番号4番の説明をお願いいたします。事務局、中村主事補。
- 事務局 22 ページをお開きください。
整理番号4番、資料を読み上げます。
整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Y。南種子町〇〇××番地 Z。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 a です。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は45 ページから添付しています。
以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。(議席番号)8番、古市農地部長。
- 農地部長 この土地は〇〇共有地の配分地でありまして、a さんのお父さんが配分を受け所有し耕作しておられたんですけど、息子さんが名義を変えられてないということで、名義整理による所有権移転ということです。
10月12日の日に現地調査をしたんですけど、現在畑を整地されてロベを作られていたようです。何ら支障はないと思います。
- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。
議案第2号 整理番号4番については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 牛野委員の入場を求めます。
(牛野 進一郎 委員、入場)
- 議 長 議事を進行します。
事務局より議案第2号 残りの案件についての説明をお願いします。事務局、中村主事補。

事務局

22 ページをお開きください。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番地 U。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 V です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 30 ページから添付しています。

整理番号 3 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 b。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 c です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 40 ページから添付しています。

整理番号 5 番。譲渡人が、東京都江戸川区〇〇××番××号 d。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 e です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 50 ページから添付しています。

整理番号 6 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 f。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 g です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●m²。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、29 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 55 ページから添付しています。

以上 6 件につきましては、10 月 12 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- ・整理番号 1 番については、高田委員。
- ・整理番号 3 番については、西田委員。
- ・整理番号 5 番については、寺内委員。
- ・整理番号 6 番については、中之蘭委員。

それぞれ説明をお願いいたします。

1 番委員 まず1番ですが、譲渡人の U さんについては、現在鹿児島市に居住されている方です。V さんについては、(肥育)牛を中心に経営されている方です。今回牧草地として活用したいということで、牛小屋の隣接地である農地の所有者である V さんと話がまとまりましたので、今回の3条申請を出すことになりました。

特に問題等はないものと思われまますので、よろしくをお願いします。

11 番委員 整理番号3番についてご説明申し上げます。b さん、c さんは兄弟になります。c さんが弟ということになります。この度兄である b さんの方が農業からリタイアしたいということで、兄弟である弟の c さんに贈与をしたいということです。

現地は大変よく管理をされておりまして、今後農業経営をするに当たって問題はないなという判断をしたところでございます。以上です。

6 番委員 5番についてですが、d さんは以前町内に住んでおりまして、知ってる方も多いと思いますが、この度 e さんが d さんの田んぼをずっと作っていた訳ですけど、d さんの方もリタイアする関係で、e さんに土地を譲りたいということです。d さんは耕作したり所有をしている土地が、この前の方にも〇反近く田があります。この土地は〇反歩です。〇町ほど集約できたとして、この度、購入ということになりました。農地の集約という点で良いことだと思います。

10 番委員 6番について説明します。f さんは以前〇〇に勤めておられた方です。この件は f さんの親の代からの話で、g さんの田んぼの近隣にあるということで、早く名義を変えて欲しいと話があったようです。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(挙手あり)

議 長 はい、河野 律雄 委員。

7 番委員 はい、整理番号1番の U さん、V さんについて、関係を教えてください。

議 長 はい、高田委員。

1 番委員 親子関係、兄弟関係ではありません。祖父からの遠縁関係に当たる方です。遠縁関係に当たるからということで今回話が合ったそうです。

議 長 河野委員、よろしいですか。

7 番委員 はい。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のよ

うですので、原案のとおり決定いたします。

議案第2号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・h、譲受人・i、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします、中村主事補。60ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 i。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 h です。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は500㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、令和2年11月から令和3年3月までの4ヶ月。

資金は、造成費〇〇円、建築費として居宅〇〇円、資金内訳は、融資が〇〇円、自己資金が〇〇円となっています。

転用目的としましては一般住宅です。

転用事由の詳細としまして「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側に町道、西側・南側に申請人所有の農地、東側に宅地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.5m行う。

(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅3.0m程度設ける。

(4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は61ページから添付しています。

なお、この1件につきましては、10月12日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。(議席番号)8番、古市委員。

8番委員 hさんとiさんは、hさんの息子さんのお子さんが、iさんの奥さんということで、姻族関係になります。現在〇〇の方に住まわれているん

ですけど、借家ということで子供もいて手狭になったということで、場所もいいのではないかとということで、身内の方がお爺さんに話したそうです。現地調査の折りに聞き込み調査をしたところ、周囲に対して被害が及ぶようなことはないと思います。場所的に、問題はないものと思いますのでよろしくをお願いします。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・j を議題にします。それでは事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。事務局、中村主事補。

事務局 66ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 j。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 畑、現況地目は 公衆用道路。地積は ●●㎡ です。

他に同字1筆、地目は 畑、現況は 雑種地、地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、平成10年頃です。

現況といたしまして、『平成10年以前より耕作をしておらず公衆用道路として利用されており、××番につきましては、隣接地××番と一体として利用されています。』

参考資料は67ページから添付しています。

以上の内容につきましては、10月12日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。（議席番号）11番、西田委員。

11番委員 説明申し上げます。当該の土地は、jさんの所有地に隣接した土地でございます。「公衆用道路」となっております。ずっと奥まで続いておりまして、〇〇から国道に抜ける農道と繋がった道の一部でございます。現地は間違いなく道路として使用されております。雑種地については道路脇の土手

の一部ということになるかと思えます。今回非農地とする目的、これにつきましては、」さんの土地に隣接している土地を所有している人が将来のことを考えて、6メートル道路にしたいということもあるようです。現地は確かに「公衆用道路」・「雑種地」の土地でございますので、特に問題はないものと思えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。